

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正		県民生活環境課
・保安林の指定		林 政 課
・道路の区域変更		道路維持課
◎ 公 告		
・土地改良区の役員の就退任		農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定		〃
・特定農業用ため池の指定		〃
・測量の実施		建 設 企 画 課
・測量の終了(2件)		〃
・都市計画の図書の縦覧		都 市 政 策 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可		〃
◎ 教育委員会告示		
・県指定文化財の指定		学 芸 文 化 課
◎ 選挙管理委員会告示		
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正		選挙管理委員会書記室
・不在者投票のできる施設の指定について		〃
◎ 人事委員会規則		
○競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則		人事委員会事務局
◎ 長崎県病院企業団条例		
・長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		長崎県病院企業団
・長崎県病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例		〃
・長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例の一部を改正する条例		〃
・長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例の一部を改正する条例		〃

告 示

長崎県告示第304号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱(令和2年長崎県告示第302号)の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 県民生活環境課関係						別表（第2条関係） 県民生活環境課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者	
1 長崎県ボランティア振興事業費補助金	身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行うことを目的とする。	次に掲げる生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握 (2) 地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等 (3) 課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」 (4) 行政、地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 (5) 略	略			1 長崎県ボランティア振興事業費補助金	地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化等、地域全体で支える基盤を構築することにより、地域福祉の増進を図る。	次に掲げる地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 (2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 (3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 (4) 略	略		
交通・地域安全課関係						交通・地域安全課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助対象者	
1 交通安全指導員設置費補助金	道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図る。	補助対象者が交通安全指導員を設置するために要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	略		1 交通安全指導員設置費補助金	道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図る。	補助対象者が交通安全指導員を設置するために要する経費	2分の1以内	略	

2 略

食品安全・消費生活課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略					
2	長崎県消費者行政推進補助金	消費者行政の強化・推進を図る。	1 強化事業として次に掲げる経費 (1)及び(2) 略 2 略	略	
3 略					

水環境対策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略					

2 略

食品安全・消費生活課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略					
2	長崎県消費者行政推進補助金	消費者行政の強化・推進を図る。	1 強化事業として次に掲げる経費 (1) 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援に要する経費 (2)及び(3) 略 2 略	略	
3 略					

水環境対策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略					
3	長崎県汚水処理施設整備事業推進交付金	汚水処理施設整備事業を推進することにより、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図る。	新規に着手する汚水処理施設整備事業の施行に必要な経費	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める率とする。 (1) 当該整備事業の対象地域が水質汚濁防止法第14条の8第	市町

																	1項の指定を受けた地域の場合100分の5（当該事業の着手前々年度末の汚水処理人口普及率が50パーセント未満の市町にあつては、100分の10）				
3 略																	(2) 当該整備事業の対象地域が離島振興法第2条第1項の指定を受けた地域の場合100分の10				4 略

長崎県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

東彼杵郡川棚町五反田郷字ノゾキ269、字倉本324の1（次の図に示す部分に限る。）、214、215、219の1、219の2、221の1、221の2、222、231の1、232、233の1から233の4まで、234の1、234の2、234の5、236の1、257、258、263、264、272から275まで、275の1、276、278から285まで、287から289まで、290の1、291、292の2、293から296まで、299、302から304まで、308、309の1、310、312、323の1、字甲後352の1・358の2・385・386・393（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、348、356、360、362、387から392まで、394から396まで、398、400の1、字石木平404、410、417、421、424の2、425、427、436、438、444の2、453、454

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉本272・279・280・291・293から295まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字甲後356（次の図に示す部分に限る。）、字石木平453・454（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 東長崎長与線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市平間町992番地先から 長崎市平間町1002番1地先まで	前	12.7~15.5	36.7	
	後	12.8~15.5	36.7	

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山手土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
平 野 清	五島市富江町松尾1916番地	平 野 清	五島市富江町松尾1916番地
向 井 勇 一	五島市富江町松尾1029番地	向 井 勇 一	五島市富江町松尾1029番地
釘 本 光 正	五島市富江町山手352番地 9	釘 本 光 正	五島市富江町山手352番地 9
川 口 一 則	五島市富江町山手791番地 1	川 口 一 則	五島市富江町山手791番地 1
深 松 誠	五島市富江町長峰3881番地 3	深 松 誠	五島市富江町長峰3881番地 3
岩 田 弘 孝	五島市富江町土取1546番地 1	岩 田 弘 孝	五島市富江町土取1546番地 1
増 田 博 昭	五島市富江町富江152番地 1	増 田 博 昭	五島市富江町富江152番地 1
岩 谷 聖	五島市富江町黒瀬1302番地	岩 谷 秀 稔	五島市富江町黒瀬1302番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
福 山 哲 哉	五島市富江町黒瀬395番地	福 山 哲 哉	五島市富江町黒瀬395番地
森 田 秀 勝	五島市富江町富江77番地 2	森 田 秀 勝	五島市富江町富江77番地 2
向 井 信 雄	五島市富江町松尾725番地	立 花 幸 吉	五島市富江町松尾1813番地

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、佐々地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
佐々地区県営土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和4年4月8日から令和4年4月28日まで
- 縦覧場所
平 日：佐々町役場農林水産課
土日祝日：佐々町役場守衛室

特定農業用ため池の指定（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	
春溜池	壱岐市	郷ノ浦町	令和4年3月31日
牟田頭溜池	壱岐市	勝本町	令和4年3月31日
能尻溜池	壱岐市	勝本町	令和4年3月31日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西海市西彼町大串郷	令和4年4月11日から 令和4年6月21日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県内全域	令和4年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市 大瀬戸町 雪浦下釜郷 他	令和4年1月28日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
大村都市計画地区計画（新大村駅周辺地区計画）（大村市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による長崎都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和4年3月25日付け九州地方整備局告示第33号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画事業の種類及び名称
平成22年九州地方整備局告示第10号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道事業1号九州旅客鉄道株式会社長崎本線並びに道路事業3・5・160号長崎駅東通り線及び7・7・101号幸町線
- 2 施行者の名称
長崎県
- 3 事務所の所在地
主たる事務所 長崎県土木部都市政策課
従たる事務所 長崎県長崎振興局
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第1号**

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、令和4年3月29日付けをもって、次のとおり指定された。

令和4年4月8日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
有形文化財 （建造物）	樋口橋	長崎県	佐世保市吉井町大渡～立石	1基
有形文化財 （美術工芸品）	紙本著色 永覚元賢像	宗教法人 皓台寺	長崎市寺町1番1号	1幅
有形文化財 （美術工芸品）	壱岐安国寺の中世文書	宗教法人 安国寺	一支国博物館 （壱岐市芦辺町深江鶴亀触515-1）	11点

有形文化財 (美術工芸品)	壱岐安国寺の仏画及び仏具 (※)	宗教法人 安国寺	一支国博物館 (壱岐市芦辺町深江鶴亀触515-1)	7点 (※)
------------------	---------------------	-------------	------------------------------	-----------

※ 名称及び員数の変更

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第18号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

改正後	改正前
<p>(掲載順序のくじ)</p> <p>第46条 法第169条第6項又は選挙公報条例第4条第2項の規定により県委員会が行うくじは、あらかじめ告示した日時及び場所で行う。</p> <p>2 略</p> <p>第59号様式の2（審査に付されなくなった旨の掲示の様式）（第88条第2項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の 掲示と間違ふことのないように行うこと。</p> <p>ちゅう い 注 意</p> <p>さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ とうひょうようし しんさ ふ 最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付 さいばんかん しめい いんさつ ふりがな さいこう される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高 さいばんしよさいばんかんこくみんしんさほう 裁判所裁判官国民審査法第5条第3項(第5条第5項)(第5条の3 第1項)に規定する場合に該当し、審査に付されないことと なつたため、<u>ふりがな</u>の上の×を書く欄には何も書かないで ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">何 選挙管理委員会</p> </div>	<p>(掲載順序のくじ)</p> <p>第46条 法第169条第5項又は選挙公報条例第4条第2項の規定により県委員会が行うくじは、あらかじめ告示した日時及び場所で行う。</p> <p>2 略</p> <p>第59号様式の2（審査に付されなくなった旨の掲示の様式）（第88条第2項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の 掲示と間違ふことのないように行うこと。</p> <p>ちゅう い 注 意</p> <p>さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ とうひょうようし しんさ ふ 最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付 さいばんかん しめい いんさつ ふりがな さいこう される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高 さいばんしよさいばんかんこくみんしんさほう 裁判所裁判官国民審査法第5条第3項(第5条第5項)(第5条の3 第1項)に規定する場合に該当し、審査に付されないことと なつたため、<u>ふりがな</u>の上の×を書く欄には何も書かないで ください。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">何 選挙管理委員会</p> </div>

第59号様式の3（審査に付される裁判官の氏名に変更が生じた旨の掲示）（第88条第2項）

備考
掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

注意

さいこうさいびんしよさいびんかんこくみんしんさ しんさ ふ さいばん
最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇は、年 月 日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷されています。

年 月 日

何 選挙管理委員会

第59号様式の3（審査に付される裁判官の氏名に変更が生じた旨の掲示）（第88条第2項）

備考
掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

注意

さいこうさいびんしよさいびんかんこくみんしんさ しんさ ふ さいばん
最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇は、年 月 日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷されています。

平成 年 月 日

何 選挙管理委員会

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

長崎県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年4月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
養護老人ホーム 島原なごみ荘	島原市緑町8200番地1	令和4年3月30日

人事委員会規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月8日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第14号

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(5)略 (6) <u>ア</u> ピールシート作成試験の実施に関する事務	第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月8日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第3号

長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>第4章 任命権者が講ずべき措置等</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第15条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p>第16条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月8日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第4号

長崎県病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団個人情報保護条例（平成22年長崎県病院企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第31条の4 実施機関は、前条で準用する第26条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第42条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条各号（第2号を除く。）</u>に規定する個人情報</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により<u>個人情報の保護に関する法律第5章第4節</u>の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第31条の4 実施機関は、前条で準用する第26条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第42条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する<u>法律（平成15年法律第58号）第4章</u>の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月8日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第5号

長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例（平成23年長崎県病院企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(研修費の貸与額等)</p> <p>第3条 研修費の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、他団体からの助成がある場合は対象経費から除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(研修費の貸与額等)</p> <p>第3条 研修費の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、他団体からの助成がある場合は対象経費から除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(5) 生活費 月額25万円 2及び3 略	(5) 生活費 月額10万円 2及び3 略
--------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月8日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第6号

長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例（平成29年長崎県病院企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育成資金の貸与額等)</p> <p>第3条 育成資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 大学院の修学資金貸与 入学金 50万円以内 生活費 月額25万円</p> <p>(2) 略</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第6条 企業長は、診療看護師修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、育成資金の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学院の貸与期間及び実務研修の貸与期間の2倍に相当する期間以上企業団病院の職員として在職したとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育成資金の貸与額等)</p> <p>第3条 育成資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 大学院の修学資金貸与 入学金 50万円以内 生活費 月額10万円</p> <p>(2) 略</p> <p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第6条 企業長は、診療看護師修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、育成資金の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学院の貸与期間に相当する期間並びに実務研修の貸与期間の2倍に相当する期間以上企業団病院の職員として在職したとき。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト